

司法院釈字第384号（1995年7月28日）*

争 点

やくざ者取締法における強制的に出頭させること・秘密証人などの規定は違憲。

（検肅流氓條例強制到案、秘密證人等規定違憲？）

キーワード

正当な手続き（正當程序）、人身自由、訴訟権（訴訟權）

解釈文：憲法八条一項は、「人民の身体の自由は保障されなければならない。法律により別に定める現行犯の逮捕の場合を除いては、司法又は警察機関による法定手続きによらなければ、人民を逮捕又は拘禁してはいけない。法院による法定手続きによるのでなければ、人民を審問又は処罰してはいけない。法定手続きによらない逮捕・拘禁・審問又は処罰はこれを拒絶することができる。」と規定している。「法定手続き」ということは、凡そ人民の人身自由に関する制限の処分について、そ

の対象が刑事被告人であるかどうかを問わず、国家機関の行う手続きは法律をもって規範が設けられ、さらにその内容が必ず実質として適正であり、また憲法二三条の条件の要件に符合し行わなければならないことを指すのである。やくざ者取締法（検肅流氓條例）六条及び七条は、警察機関に強制的に人民を出頭させることができる権限を与え、何らの必要としての司法手続きをも行わないとし、同法一二条は秘密証人の制度という制度ことにより、その送致裁判を受けた人の証人の尋問権利が剥

*翻訳者：林裕順

奪され、法院の真実発見も妨げることになり、同法二一条において実刑判決を受けた者及び受刑者に、特別予防の要求があるか否かを問わず、保安処分により恣意的に人身自由を喪失させる虞れを避けかねない、これらの条文は全て必要な程度を逸し、実質上適切さに欠け、前述した憲法の趣旨に反している。また、同法五条における警察機関がやくざ者と認定し、勧告の処分を与えたことに対し内政部警政署に異議申立てのほか訴願か行政訴訟を提起してはいけないとしても、憲法一六条の趣旨に反している。以上の各々の規定はこの解釈文が公布してから1996年12月31日までにその効力を失う。

解釈理由書：人民の人身自由の十分な保障は、憲法上保障しているほかの自由行使するための前提で、重要な基本的人権である。だからこそ、憲法八条は人民の人身自由の保障に関して特に詳細な規定を設けているわけである。同条一項における「人民の身体の自由は保障されなければなら

ない。法律により別に定める現行犯の逮捕の場合を除いては、司法又は警察機関による法定手続きによらなければ、人民を逮捕又は拘禁してはいけない。法院による法定手続きによるのでなければ、人民を審問又は処罰してはいけない。法定手続きによらない逮捕・拘禁・審問又は処罰はこれを拒絶することができる」との規定によると、凡そ人民の人身自由の制限に関する処置は、一定の範疇で憲法により留保され、刑事被告人の立場にあるかどうかを問わず、前述の規定に従い保障しなければいけないということを指すのである。現行犯の逮捕は別に法律により規定するが、そのほかの事由のため刑事手続きも法律により定められ、さらに立法機関は法律を制定するときその要件内容を実質として適正な内容とし、憲法二三条の要件に符合するようにしなければいけない。このようにして、人身自由に関して制度的な保障ができたといえよう。凡そ憲法が施行してからの人身自由の保障のためにそれぞれの整備及び現代の法治国家において普遍的な人身自由の

保障のため権利の付与或いは保護されることはこれに含まれる。そうでないと、人身自由の保障は空言になるほかないであろうし、初めに述べた憲法の条文も貫徹することはできないのである。

前述で実質的に適正な法律手続きというのは、実体法、手続法としての内容をともに指す。実体法からすると、罪刑法定主義の遵守であり、手続法からすると、例えば被疑者について、現行犯を除きその逮捕は必要な司法手続によらなければならないとか、被告人の自白は任意になされなければいけないとか、犯罪の事実の認定は証拠によるとか、同一の行為は重複に処罰してはいけないとか、当事者は証人に対質したり尋問したりする権利があるとか、審判と検察との分離とか、審判は原則として公開するとか及び裁判に対する不服があればその救済手段が確保されるなどということがその中心である。戒厳の宣告・国家或いは人民が緊急の危険事態にあることにより例外の状況を認めることはできるが、そのほかに法律規範と

して前述の原則に悖ったとすれば、憲法における実質的適正な法律手続きに違反することになるといわなければいけない。現行のやくざ者取締法（検肅流氓條例）は、その前身は当時、戒厳という時期に鑑み、所産されたもので、社会秩序の維持について、確かに一定の成果を挙げているが、同取締法（現行法を指す、以下は同じに）二条の列举の行為も法律をもって、対処していくことはできないわけではない。但し、その規範の中身として実質的に適正な法律手続きに符合するようにするのは、むろん、当然のことである。

同法律四条によると、やくざ者と認め、登録して補導処分を受けさせたことは、その名誉への悪影響を与えるだけではなく、感訓処分を申し人身自由を喪失されることもあるので、人民の権利を侵害する行政処分に属する。然し、同法律五条は、やくざ者と認められた者が、不服するならば、勧告書を受けた翌日から十日以内、書面で理由を述べ、元の認定機関を経て内政省の警察庁に異議の申し

立てを提出することができ、内政省の警察庁の決定にも不服する場合、再び異議の申し立てを提出してはいけないと規定している。これは行政救済手続きの適用を排除することは、明らかに憲法一六条における人民の訴願及び訴訟権利を保障することに違反する。

同法律六条は「やくざ者と認められた者に対して、事情の重大性に鑑み、指定都市警察署或いは県（市）警察本部は、勧告処分することをしなく、直ちに召喚することができる。さらに、召喚したこと遵守しなかったと強制的に出頭させることができる。」とし、七条は「やくざ者と認められた者は勧告を受けてから一年以内で、依然として二条の各号の事情があり、指定都市警察署或いは県（市）警察本部は召喚することができる。召喚したことに遵守しなかつたと強制的に出頭させることができる。」と規定し、警察機関に人民を強制的に出頭させる権限を付与する。但し、やくざ者というのは、刑法を犯した犯人でもあれば、犯罪に及ばない非行者で

もあるから、犯罪者さえの拘引或いは逮捕としては、刑事訴訟法が一定の手続きを規定している一方、前述の条文では彼らは現に犯罪を行うことを問わず、全て現行犯逮捕と同様にし、司法機関が発布する令状を持たず、直ちに出頭させることができるとするには、必要な程度を逸し、憲法八条一項は明確に現行犯と非現行犯と区別し異なった手続きに適用させるという主旨に違反する。

同法律一二条一項は「警察機関及び法院は、やくざ者の事件を受理し、告発人・被害者或いは証人が氏名・身上を隠すと求めるとき、秘密証人としてそれぞれこれを尋問しなければならない。さらに、召喚書・調書及び文書の制作に関してはその氏名、身上を番号にかえ、証人の氏名・身上を洩らしてはいけない」とし、同条二項は「送致との決定を受けた人或いはその依頼した弁護人は秘密証人に対質・尋問してはいけない」と規定していることにより、事件の事情を問わず、告発人・被害者或いは証人が氏名・身上を隠すこと

を求めるだけで、直ちに法院の証人尋問の手続きは秘密証人として尋問しなければならないと限定し、送致との決定を受けた人或いはその依頼した弁護人がその権利を守り、法院に真実を発見させるため、証人に対質・尋問することを奪うことになる。これにより十分な証拠を持たないにもかかわらず、送致された人に感訓処分を命ずる恐れがあり、憲法はこれを認めることはない。

同法律二一条における感訓処分を受けた者が同時に刑事法律を犯した場合との規定は、刑の言い渡しを受け、執行された者に対し、特別の予防としての必要性を問わず、感訓処分を受けさせ、人身自由を制限する危険をもたらすとしている。また、同一行為で刑事法を犯した者が刑法の規定に基づき刑事手続きで保安処分を処すべきと認められた者は、刑の判決を言い渡された同時（刑法九六条を参照する）、通常は、保安処分もすでに考慮し処理されたのである。一方、感訓処分というものは、刑法及び保安処分執行法にお

ける処分に属しないが、感訓処分を受けた者はこの処分により重大な人身自由を制限され、期間的には三年も達することができるし、上述の条文により執行上で感訓処分が優先的であるとし、感訓処分に該当すると認めた行為は、警察機関がともに刑事法を犯したとし検察機関に送致し、検察官或いは法院が一般の捜査・審理手続きを経て罪に当たらないと判断したら、不起訴或いは無罪にしているわけであるけれども、感訓処分がすでに確定して執行され、再び事件を審判しなおすことという規定がある（同法一六条一項七号）としても、人身自由が制限された以上、回復することはもはや不可能である。おおよそ、これらは人民の人身自由を守り、被告の利益を保障するため、長くから樹立した制度に背馳することになる。やくざ者取締法における前述条文は、人の自由を妨害することを防ぎ、社会秩序を維持するという趣旨を持つといつても、必要な程度を逸し、実質な正当に違反したことは、憲法上これを容認することはない。

総じて、やくざ者取締法五条は憲法一六条の保障した人民の訴願及び訴訟権利に反し、同六条、七条、一二条及び二一条は憲法八条一項における人民の人身自由を保障する旨に違反し、この解釈が公布の日から遅くとも中華民国八五（1996）年一二月三一日までにその効力を失う。この間では関わる機関は個人の権利を保障することと社会秩序を維持することを調和し、やくざ者取締法を検討していくべきである。

本解釈は、孫森焱大法官、林永謀大法官によるそれぞれの補充意見書がある。